

条例改正の基本的な考え方及び論点（案）について

1 基本的な考え方

- (1) 障害者施策の基本的な考え方が「共生社会の実現」に移行していることを踏まえ、条例の骨組みも「共生社会の実現」を軸とした内容に改める。
- (2) 障害者権利条約や差別解消法を踏まえ、障害者に対する不利益な取扱い等に関する規定を設ける。
- (3) 現行条例第3章に規定する「福祉のまちづくり」について、条例の整備基準と他法令等で定める整備基準を比較し、他法令で同等あるいはそれ以上の基準を設けているものがあれば削除するなど、内容を整理する。

2 論点(案)

- (1) 条例の「目的」「定義」「基本的理念」など総則部分について、他法令等を勘案しながら、どのような内容に見直すのか。
- (2) 障害者が日常生活や社会生活を営む上で生じる不利益な取扱いや、必要となる合理的な配慮について、どのような整理が必要となるのか。
- (3) 障害者に対する不利益な取扱い等があった場合、どのような対応方法が考えられるのか。
- (4) 共生社会の実現に向けて、県の施策はどうあるべきか。
- (5) 現行条例の「福祉のまちづくり」について、他法令の整備基準が条例と同等あるいはそれ以上の基準となっている現状を踏まえ、どのように整理していくのか。